

○室蘭市がん対策推進条例

平成 27 年 3 月 23 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び保健医療関係者の役割等を明らかにし、本市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見に資するとともに、総合的かつ計画的ながん対策を推進することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、道、保健医療関係者、教育関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体(以下「関係機関」という。)と連携を図りつつ、がんに関する正しい知識の普及啓発並びにがんの予防及び早期発見に実効性のある施策の実施に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第 3 条 教育関係者は、児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に努めるとともに、市が行う検診事業に積極的に参加し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第 5 条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に努めるとともに、適切ながん医療を提供できるよう努めるものとする。

(がん診療連携拠点病院等の役割)

第 6 条 がん診療連携拠点病院等(がんに係る専門的な医療の提供、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行うことを目的として厚生労働大臣の指定を受けて設置される医療機関及びこれに準ずる医療機関をいう。以下同じ。)は、がん医療水準の向上に努めるほか、市と連携してがんの予防及び早期発見等のがん対策に取り組み、市民に対し、がんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 がん診療連携拠点病院等は、がん患者及びその家族の相談体制の整備に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、事業所におけるがん検診及びがんに関する正しい知識の普

及啓発に努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第 8 条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための施策を実施するものとする。

2 市は、受動喫煙による健康被害を防止するため、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)その他の法令に基づき、受動喫煙対策に関し必要な施策の推進に努めるものとする。

3 市は、教育関係者及び保健医療関係者と連携し、がんの予防につながる学習活動の充実を図るものとする。

4 市は、前 3 項に規定するもののほか、がんの予防のために必要な施策を実施するものとする。

(がんの早期発見の推進)

第 9 条 市は、関係機関と協力し、がんの早期発見に資するよう、がん検診の受診率及び質の向上等を図るために施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第 10 条 市は、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、関係機関と連携し、情報の収集及び提供に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 18 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日又は健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 78 号)附則第 1 条第 2 号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。